令和5年度第2回 西宮市都市計画審議会

【令和5年11月7日(火)午後2時00分から午後3時02分】

議題	内容			
議案第1号	阪神間都市計画地区計画の変更(西宮市決定)について【付議】 (JR西宮駅南西地区地区計画)			
審議結果	今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場 義 結 果 再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案につい 市計画決定の手続きを進めることを承認する。			
主な質問等	○ 住宅棟のひさしの緑化部分のメンテナンスは管理組合の責任 になるのか。			
	【当局回答】 管理組合において管理することになる。 植栽が枯れないように灌水ホースを整備する計画である。			
	○ 計画変更となる住宅棟の曲線状のひさし部分の工事費を把握 しているか。補助金の対象か。			
	【当局回答】			
議案第2号	阪神間都市計画公園の変更(西宮市決定)について【付議】 (2.2.3106号上ケ原四番町中公園ほか7公園)			
審議結果	今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は 再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都 市計画決定の手続きを進めることを承認する。			
主 な 質 問 等	○ <u>都市計画公園の見直しの中で、遊具の削減も示されている。</u> その理由は、機能の充足とされているが、これは他の遊具で公園 機能が確保されているとの考えなのか、公園数が充足されていると の考えなのか、教えてほしい。			

議題	内 容	
	【当局回答】 公園にある様々な遊具を総合的に考えて、機能の充足を判断しています。本件は、都市計画の決定内容には直接該当しませんが、今回の変更に合わせて、補足的に現況と整合するよう記載を変えたものである。	
	○ 新設の上ケ原四番町中公園について、雑草が歩道側にはみ出しいて歩きにくいという意見を頂いている。現状の土地所有者、管理者、今後の管理方針を教えてほしい。	
	【当局回答】 市で管理しており、現在、除草作業中である。次回は、春先に除草 ができればと考えている。	
議 案 第 3 号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更 (西宮市決定) について【付議】 (大森1生産緑地地区ほか28地区)	
審議結果	今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は 再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都 市計画決定の手続きを進めることを承認する。	
主 な 質 問 等	るが、何のために都市計画審議会があるのか。 【当局回答】 生産緑地については、区域や規模等については都市計画法で定め、要件や制限等については生産緑地法で定めているという形になっている。生産緑地の行為制限は、生産緑地法により、主たる従事者の死亡等により買取り申出を行い、3か月経過すれば解除されることとなっているため、それにあわせて、都市計画の変更手続きを行うこととなる。 都市計画の決定は、課税とも連動しているため、生産緑地の状況に合わせて、変更する必要がある。 ○ 堤6生産緑地地区は地域から公園整備の要望もあるが買取り	
	○ <u>堤の生産減地地区は地域から公園登舗の安全もあるが負取り</u> はできないのか。	

議題	内	容
	【当局回答】 市への買取り申出後、既に市は買い取らない旨の通知を行って いる。なお、既に開発申請を受理している状況である。	
報告第1号	第8回用途地域等見直し基本方針について【報告】	
	○ <u>用途地域の見直しについて、どの</u> に聞き、進めていくのか。	ような形で審議会や市民意見
	【当局回答】 基本方針については、市民等の意的な用途地域の変更素案について市民の方も、都市計画提案制度を	ては、市が示すこととなるが、
主な質問等	○ 過去に甲子園競輪跡地を準工業が大型のマンションが建設され、様が、市としてどのように考えていて当局回答】 田途地域については、競輪場が建居地域で変更されていない。用途の連続性ということも重視しなが今回は、基本方針について市民のり、特定の地域の用途地域の見直制度や地区計画などの実行性の高	なお問題が生じていると思う いるのか。 記されていた時から第2種住 地域の変更については、規制 がら見直しを検討している。 の意見をお聞きするものであ でしについては、都市計画提案